

保護者 様

小野市立河合中学校
校長 坂本 敏裕

インフルエンザ等学校感染症罹患時の「経過報告書」提出について

学校においては、インフルエンザ等の学校感染症に罹患した場合、感染のおそれなくなるまで出席停止となります。この措置は、お子さまに十分休養を与え、他のお子さまへの感染を防ぐものです。

保護者の皆様にはお手数をおかけしますが、下記説明をお読みいただき、「経過報告書」に必要事項をご記入のうえ、お子様の登校再開日にご提出をお願いいたします。

【出席停止から登校までの流れ】

- (1) 受診後、医師より学校感染症であると診断されましたら、学校までその旨を電話でご連絡ください。
- (2) 「経過報告書」をダウンロードのうえ印刷し、必要事項を記入してください。
※ダウンロードが難しい場合は、学校でお渡ししますのでご連絡ください。
- (3) お子さまが登校される日に「経過報告書」を担任に提出してください。

学校感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日が出席停止扱いとなります。

【主な学校感染症】

病名	出席停止の期間
1. インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
2. 百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
3. 麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
4. 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5. 風疹	発疹が消失するまで
6. 水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
7. 咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
8. 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
9. その他の感染症	医師の指示による